

**知的財産管理技能検定2級完全マスター①特許法・実用新案法【改訂7版】をご購入いただいた皆様へ**

第45回(2023年7月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級完全マスター①特許法・実用新案法【改訂7版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第46回	2023年11月18日(土)	2023年5月1日
第47回	2024年3月10日(日)	2023年9月1日
第48回	2024年7月21日(日)	2024年1月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

該当箇所	変更前	変更後
P38 Lesson 06 特許調査と IP ランドスケープ <b>2</b> 出願または登録された 特許の調査方法 上から 4 行目	我が国における内国出願人および外国出願人の特許保有件数は約 <b>204 万件</b> ※であり（ <b>2020 年時点</b> ）、このように膨大な情報の中から必要な情報を探し出すには、時間と手間がかかります。（…省略…） ----- * 特許庁「特許行政年次報告書 <b>2021 年版</b> 」の記載に基づく -----	我が国における内国出願人および外国出願人の特許保有件数は約 <b>202 万件</b> ※であり（ <b>2021 年時点</b> ）、このように膨大な情報の中から必要な情報を探し出すには、時間と手間がかかります。（…省略…） ----- * 特許庁「特許行政年次報告書 <b>2022 年版</b> 」の記載に基づく -----
P109 Lesson 13 特許出願後の手続き [2] <b>1</b> 実態審査 上から 7 行目	出願 1 件につき <b>11 万 8000 円</b> に、1 請求項につき 4000 円を加えた額です（特 195 条）。	出願 1 件につき <b>13 万 8000 円</b> に、1 請求項につき 4000 円を加えた額です（特 195 条）。
P109 Lesson 13 特許出願後の手続き [2] <b>1</b> 実態審査 上から 23 行目	出願の日から 3 年以内に出願審査請求がなければ、権利化の意思がなくなり、その特許出願を取り下げたとみなされるので、注意が必要です（特 48 条の 3 第 4 項）。 <b>ただし、審査請求期間を徒過した</b> ことについて <b>正当な理由があったときは、経済産業省令で定めた期間内に限り、出願審査請求をすることができます</b> （特 48 条の 3 第 5 項）。なお、いったん出願審査請求すると、…	出願の日から 3 年以内に出願審査請求がなければ、権利化の意思がなくなり、その特許出願を取り下げたとみなされるので、注意が必要です（特 48 条の 3 第 4 項）。 <b>ただし、特許出願を取り下げたとみなされた後も、期間内に請求をすることができなかったことが「故意によるものでない」と認められる場合には、一定の期間内に限り、出願審査請求をすることができます</b> （特 48 条の 3 第 5 項）。なお、いったん出願審査請求すると、…
P141 Lesson 17 特許権の管理と活用 [1] <b>3</b> 特許権の管理 上から 11 行目	特許料を納付せずに追納期間が経過すると、納付期限に遡って特許権が消滅します（特 112 条 4 項、 <b>5 項</b> ）。 <b>また、猶予された特許料等が納付されないときは、その特許権は初めから存在しなかったものとみなされます</b> （特 112 条 6 項）。	特許料 <b>および割増特許料</b> を納付せずに追納期間が経過すると、 <b>その特許料</b> の納付期限に遡って特許権が消滅したものとみなされます（特 112 条 4 項、 <del>5 項</del> ）。 <b>ただし、特許権が消滅したものとみなされた後も、追納期間内に納付をすることができなかったことが「故意によるものでない」と認められる場合には、一定の期間内に限り追納をすることができます</b> （特 112 条の 2 第 1 項）。この期間内に追納すれば、その特許権はその特許料の納付期限経過時に遡って存続していたものとみなされます（特 112 条の 2 第 2 項）。

■ 条文

該当箇所	変更前	変更後
P92 Lesson 11 特許出願の手続き[4] <b>3</b> 国内優先権 特許法 41 条 1 項	一 その特許出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合（その特許出願を先の出願の日から一年以内に <b>することができなかつたことについて正当な理由がある</b> 場合であつて、かつ、その特許出願が経済産業省令で定める期間内にされたものである場合を除く。）	一 その特許出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合（その特許出願が <b>故意に先の出願の日</b> から一年以内にされなかつたものでないと認められる場合であつて、かつ、その特許出願が経済産業省令で定める期間内に <b>経済産業令で定めるところにより</b> されたものである場合を除く。）
P102 Lesson 12 特許出願後の手続き[1] <b>2</b> 補償金請求権 特許法 65 条 5 項	6 項 第一条、第四条から第四条の三まで、第五 条、 <b>第五条の二</b> 、第五条の四から第五条の七まで及 び第六十八条第三項から第六項まで…	6 項 第一条、第四条から第四条の三まで、第五 条から <b>第五条の二の十二まで</b> 、第五条の四から第五 条の七まで及び第六十八条第三項から第六項まで…
P108 Lesson 13 特許出願後の手続き[2] <b>1</b> 実態審査 特許法 48 条の 3 条 6 項	5 項 前項の規定により取り下げられたものとみなされた 特許出願の出願人は、 <b>第一項に規定する期間内にその特許            出願について出願審査の請求をすることができなかつたこ            事について正当な理由があるときは</b> 、経済産業省令で定め る <b>期間内に限り</b> 、出願審査の請求をすることができる。	5 項 前項の規定により取り下げられたものとみなされた 特許出願の出願人は、 <b>第一項に規定する期間内にその特許            出願について出願審査の請求をすることができなかつたこ            事について正当な理由があるときは</b> 、 <del>経済産業省令で定め            るところにより</del> 、出願審査の請求をすることができる。 <b>た            だし、故意に、第一項に規定する期間内にその特許出願            について出願審査の請求をしなかつたと認められる場            合は、この限りでない。</b>
P137～138 Lesson 17 特許権の管理と活用[1] <b>1</b> 特許権の発生 特許法 109 条	特許法 109 条 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受け る者又は特許権者であつて資力を考慮して政令で定める要 件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると 認めるときは、政令で定めるところにより、第七十七条第一 項の規定による <b>第一年から第十年までの各年分</b> の特許料を 軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することがで きる。	特許法 109 条 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受け る者又は特許権者であつて資力を考慮して政令で定める要 件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると 認めるときは、政令で定めるところにより、第七十七条第一 項の規定により <b>納付すべき</b> 特許料を軽減し若しくは免除 し、又はその納付を猶予することができる。

該当箇所	変更前	変更後
<p>P140～141 Lesson 17 特許権の管理と活用[1] <b>3</b> 特許権の管理 特許法 112 条</p>	<p>特許法 112 条 特許権者は、第百八条第二項に規定する期間又は第百九条の規定による納付の猶予後の期間内に特許料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその特許料を追納することができる。</p> <p>2 項 前項の規定により特許料を追納する特許権者は、第百七条第一項の規定により納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならない。</p> <p>3 項 (略)</p> <p>4 項 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に、第百八条第二項本文に規定する期間内に納付すべきであつた特許料及び第二項の割増特許料を納付しないときは、その特許権は、同条第二項本文に規定する期間の経過の時に<b>さかのぼって</b>消滅したものとみなす。</p> <p>5 項 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百八条第二項ただし書に規定する特許料及び第二項の割増特許料を納付しないときは、その特許権は、当該延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の経過の時に<b>さかのぼって</b>消滅したものとみなす。</p>	<p>特許法 112 条 特許権者は、第百八条第二項に規定する期間又は第百九条<b>若しくは第百九条の二</b>の規定による納付の猶予後の期間内に特許料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその特許料を追納することができる。</p> <p>2 項 前項の規定により特許料を追納する特許権者は、第百七条第一項の規定により納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならない。 <b>ただし、当該特許権者がその責めに帰することができない理由により第百八条第二項に規定する期間又は第百九条若しくは第百九条の二の規定による納付の猶予後の期間内にその特許料を納付することができないときは、その割増特許料を納付することを要しない。</b></p> <p>3 項 (略)</p> <p>4 項 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に、第百八条第二項本文に規定する期間内に納付すべきであつた特許料及び第二項の<b>規定により納付すべき</b>割増特許料を納付しないときは、その特許権は、同条第二項本文に規定する期間の経過の時に<b>遡って</b>消滅したものとみなす。</p> <p>5 項 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百八条第二項ただし書に規定する特許料及び第二項の<b>規定により納付すべき</b>割増特許料を納付しないときは、その特許権は、当該延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の経過の時に<b>遡って</b>消滅したものとみなす。</p>

該当箇所	変更前	変更後
<p>P140～141 Lesson 17 特許権の管理と活用[1] 3 特許権の管理 特許法 112 条 特許法 112 条の 2 追加</p>	<p>6 項 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百九条の規定により納付が猶予された特許料及び第二項の割増特許料を納付しないときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。</p>	<p>6 項 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百九条の規定により納付が猶予された特許料及び第二項の<b>規定により納付すべき</b>割増特許料を納付しないときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。</p> <p>第 112 条の 2 条 前条第四項若しくは第五項の規定により消滅したものとみなされた特許権又は同条第六項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた特許権の原特許権者は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、同条第四項から第六項までに規定する特許料及び割増特許料を追納することができる。ただし、故意に、同条第一項の規定により特許料を追納することができる期間内にその特許料及び割増特許料を納付しなかつたと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 項 前項の規定による特許料及び割増特許料の追納があつたときは、その特許権は、第百八条第二項本文に規定する期間の経過の時若しくは存続期間の満了の日の属する年の経過の時にさかのぼつて存続していたもの又は初めから存在していたものとみなす。</p>